

# 都民連だより

夏号

平成25年7月  
(第49巻1号)

特集① 民生委員・児童委員の日 活動強化週間

特集② 都民連部会報告

● 都民連通信 ● 活動記録あれこれ ● カンタン! おまかせレシピ ● 編集後記



## 普及・啓発パレード

五月晴れの中、  
1,000人が  
活動をアピール

前日までの雨が一転、夏を思わせるような日差しのもと、2回目を迎えた「民生委員・児童委員活動 普及・啓発パレード」が始まりました。

東京都民生児童委員のキャッチフレーズの横断幕と都民連正副会長を先頭に、1,000名を超える民生児童委員が新宿通りを歩きながら、東日本大震災の遺児・孤児支援や、児童虐待防止、高齢者の生活支援などに尽力していることを沿道の人々に訴えました。また、パレード後には、ミンジーと触れ合い、一緒に写真撮影する大勢の方々の姿が見られました。

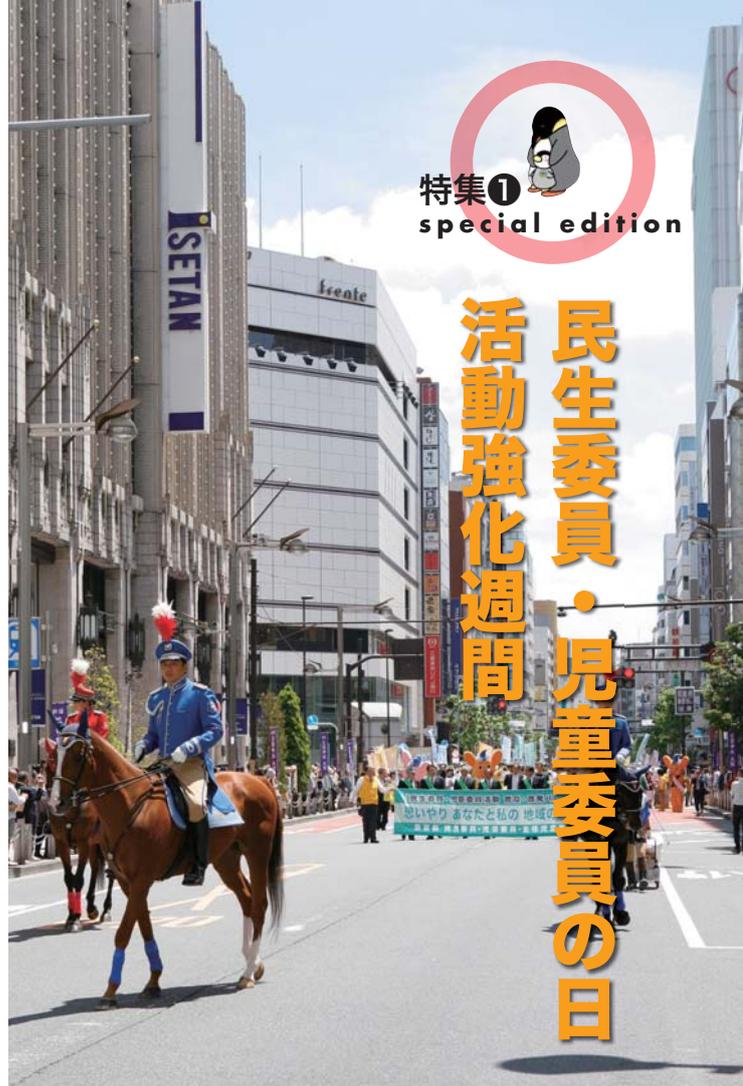
思いやり

あなたと私の地域の“わ”

—東京都民生委員・児童委員・主任児童委員—



# 民生委員・児童委員の日 活動強化週間



## 第2回 民生委員・児童委員活動 普及・啓発パレード

5月12日〜18日「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」を中心に、昨年に引き続き、東京都段階と各地区段階で重層的に普及・啓発活動に取り組み、多くの都民にその存在と役割を周知しました。

都段階では、①新宿駅前の新宿通りにおける普及・啓発パレード、②都庁でのパネル展示、③東日本大震災子ども応援募金を呼び掛ける合唱チャリティーコンサートを行いました。各地区段階では、役所でのパネル展示や街頭募金活動等を行いました。取り組みの一部をご紹介します。

5月12日(日)、心配された雨も上がり、爽やかな青空の下、各地区独自のベスト等を着用した1000人もの委員が、新宿通りに集まりました。午前11時、ミニパトカーと警視庁騎馬隊に先導され、パレードがスタートしました。

**警察** 今年も四谷・新宿・戸塚・牛込警察署にご協力いただき、ピーポくんや振り込め詐欺被害防止ア

ドバイザーの方々も来てくださいました。

**横断幕** 活動内容が書かれた横断幕やのぼり旗を班ごとに持ち、アピールしました。また、アナウンス担当が3カ所で、通行人に活動内容をマイクで紹介しました。

**参加者** 今年是小笠原支庁からもご参加いただき、都内全地区の委員が集結！笑顔で手を振り、すべての地域に、気軽に相談できる民生児童委員がいることを伝えました。

**本部** アルタ前の新宿東口駅前広場に本部を設置し、ミンジのパネルを展示したほか、パレード終了後には、ミンジーと記念撮影などを行いました。

**協力** パレードに華を添えてくださった四谷交通少年団と早稲田大学吹奏楽団、応援委員やアナウンス担当、看護スタッフ等、多くの方々に支えられたパレードでした。皆様、ありがとうございました。



第1回東京都民生委員・児童委員  
合唱チャリティーコンサート

5月29日(水) 文京シビックホールにて、第1回東京都民生委員・児童委員合唱チャリティーコンサートが開催されました。これは、東日本大震災子ども応援募金(以下、「子ども応援募金」とする)に継続して取り組む機運を高めることと、各地区で任意に編成されている民生児童委員の合唱隊が、一堂に会し交流する機会を持つことを目的としたものです。



開会にあたり、都民連福田会長、そして会場のご地元である成澤文京区長がごあいさつくださいました。



そして、主催者である本会正副会長・常務委員を紹介した後、コンサートが始まりました。

**合唱** 温かく包み込むような歌声を披露いただいたのは、立川市、

豊島区、江東区、文京区、目黒区、葛飾区、杉並区、世田谷区、練馬区、中野区、昭島市、国分寺市、江戸川区、小平市(登壇順)の14地区。美しい歌声だけでなく、幅広い曲目とパフォーマンスで観客を魅了しました。



**グッズ頒布** 東京都の民生児童委員・主任児童委員のイメージキャラクター「ミンジー」

「ミンジー」のキーホルダーや缶バッジ、バッグやタオルなど9種類のミンジーグッズを作



製し、ロビーにて頒布を行いました。グッズを通して普及・啓発を行うことと併せ、ご購入いただいた方に、子ども応援募金を呼び掛けました。子ども応援募金は各地区民児協からの協賛金も合わせ、70万円を超える額が集まりました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。



**花は咲く** 最後に会場全体で、NHK「明日へ」東日本大震災復興支援ソング「花は咲く」を合唱しました。



遺児・孤児支援のための子ども応援募金。「子どもたちが成長するまで息の長い活動として続けていこう」と、都民連森田副会長の閉会の言葉とともに、コンサートの幕は閉じました。

当日は、合唱隊を含め、約1100人の来場がありました。ご来場いただいた皆様、初めてのコンサートとともに作り上げてくださった合唱隊、応援委員の皆様、ありがとうございました。

この時期、どこに行っても「民生児童委員」の文字を目にする中で、より一層、効果が高まりました。都内一万人の民生児童委員が一丸となって取り組んだ普及・啓発活動。自分たちの役割を再確認し、活動に誇りを持つ機会にもなりました。

各地区の取組み

昨年に引き続き、この週間に合わせて、各地区でも普及・啓発活動に取り組みました。地域活動の内容や写真のパネル展示、担当委員の写真等が掲載されているマップ展示や相談室、子どもコーナーや子ども応援募金活動など。各地区ともに、昨年の経験を踏まえ、他地区の取り組みから学び、さまざまな工夫をしました。民生児童委員は身近な地域にいること、気軽に相談できることを、直接アピールできる大変良い機会となりました。



この時期、どこに行っても「民生児童委員」の文字を目にする中で、より一層、効果が高まりました。都内一万人の民生児童委員が一丸となって取り組んだ普及・啓発活動。自分たちの役割を再確認し、活動に誇りを持つ機会にもなりました。





# 都民連部会報告

地元部会の代表者で構成される都民連部会。平成23年度から25年度の足掛け3年間に渡り、各9回、それぞれの部会がテーマに応じた活動を展開してきました。

今号では、事項別部会（子育て支援部会、児童福祉部会、障がい福祉部会、生活福祉部会、高齢福祉部会）および主任児童委員部会の今期のまとめと成果をご報告いたします。

## 【乳幼児のいる家庭との関わり】

実施内容・地区数（53地区中）	
家庭訪問*	9
健診の手伝い	11
広場・サロンの運営協力	27
子育て講座の運営協力	22
幼稚園保育園との交流	18
その他	10

\*こんにちは赤ちゃん事業、育児パンフレット、クーポン配布等、行政から子育て世帯の名簿提供を受け実施

子育て支援部会は、子どもの育ちと子育てをする家庭を応援します。

すべての子どもは心身ともに、自ら成長する力を持っています。一人ひとりの育ちをサポートする視点を確認しましょう。また、子育ての主役は親御さん。寄り添うことで、安心して楽しく自信を持てる子育て環境を整えることが不安の解消につながります。

## 子育て支援部会

### 「子育て不安」

今期の部会では、子育て不安を抱える家庭を理解し、支援していくために必要な基本的知識や技術、態度を確認し、支援者としての姿勢をまとめることを目的に、さまざまな学習と検討を行ってまいりました。その成果を踏まえ、子育て不安を抱える家庭を支援するための心構えを「支援の6か条」として以下の通りまとめました。

### 支援の6か条（前文）

### 条文

#### ◆積極的に声を掛け、見守ろう

親子連れに出会ったとき、笑顔とあいさつ、優しい声掛けが子どもと親の心を開ききっかけになります。

#### ◆子育て家庭と知り合おう

広場・サロン活動や乳幼児のいる家庭への訪問事業など子育て支援活動への協力を通じ、たくさんの方の親子と知り合い、ニーズの把握に努めましょう。

#### ◆小さなサインに気付こう

子どもの態度や行動、心身の状況、あるいは親御さんの様子に気を配り、虐待や子育て不安のSOSを見逃さないようにしましょう。

#### ◆よき聴き手になろう

すぐに結論や答えを出すのではなく、違いを認め、相手に寄り添い、じっくり話を聴きましょう。相手の



子育て不安を抱える家庭を把握するために、赤ちゃん訪問事業に協力したいという意見が多く集まりました。



▲三鷹市「こんにちは赤ちゃん事業」乳幼児のいる全家庭に絵本を届ける児童委員

立場や考え方を尊重し、受け止める（受容・共感）ことが大切です。

#### ◆地域ぐるみで子育てをしよう

子ども同士、子育てをする親同士が知り合いになるとともに、地域住民全体が子育て家庭とつながり、支え合う仕組みを考えていきましょう。

#### ◆支援者同士が手を結ぼう

子育て支援を行う関係機関や団体が、互いの支援内容を把握し合い、支援を必要とする家庭の情報や適切に共有し、連携できるネットワークづくりを進めましょう。

## 児童福祉部会

### 学齢期の児童虐待への対応について

〔児童委員として果たすべき役割〕

学齢期（小学生以上）の児童・生徒に対する虐待への対応として、児童委員の立場でどのような役割を果たすべきか話し合い、「虐待ケースの早期発見」「ケースに関する情報収集と共有」「ケースに関わる際の心構えと工夫」「継続的な支援と見守り」などの具体的な取り組み方について検討しました。



#### ①学齢期の児童虐待ケースを

##### 早期発見する

- ＜早期発見に向けた住民への働き掛け＞
- 民生委員が児童委員を兼ねていることを知ってもらう。
- 虐待が子どもに及ぼす影響を説明し、地域の中で情報のアンテナをはる。
- 近所の方へ事例の確認をする際は、個人名は出さずに地域の子どもについて気になることを聞き出す。

##### ＜関係機関とのスムーズな

##### 情報共有に向けて＞

- 学校訪問時に虐待や不登校などの問題について情報交換する。
- 学校から給食の食べ方が気になる児童の話聞く。（養育放棄で食事を与えられていない?）
- 保健所・保健福祉センターが体重の増減で気になる子どもを教えてください。

#### ● 児童館から、閉館

時刻を過ぎても帰宅しない子どもの情報が寄せられる。

情報を提供しても

らえるように、守

秘義務があることを伝える。

#### ②虐待ケースに関する情報を

##### どのようにつなげ、共有するか

##### ＜関係機関に伝える上で配慮すること＞

- 報告は、事実から何も省かず何も加えない（憶測や噂は省く）。
- 通報してくれた人の名前は出さない。

事例をもとに、ケースを関係機関にどうつなげるか検討しました。「手遅れにならないよう、すぐにつなげる」と「事実確認をして様子を見てからつなげる」と連絡のタイミングについては意見が分かれました。



#### ● 断定的な言い方は避け、児童委員として事実確認したことを伝える。

● 事実確認にあたっては、プライバシーに配慮し、問題を公にしない。

#### ● 関係機関から見守りの内容や方法を示してもらい、その通り対応する。

#### ③虐待が疑われるケースに

##### 関わる際の心構えや工夫について

＜虐待ケースの捉え方や関わり方に関する聖学院大学中谷茂一教授の講義＞

地域にはさまざまな親がいる。親たちが抱える課題やその背景にあるものが何か、考えられると良い。

親との信頼関係を築くには、共通の話題を見つけ、親の立場や負担感を共感する姿勢が必要。

子ども自身も虐待されていることで自分が悪いのではと思っている。「あなたが悪いのではない」と伝え、安心感を与えることが大事。

専門的な関係機関の職員が関わることで親が追い詰められ、孤立することもある。そんな時に親を責めずに寄り添い、聞き役となれるのは児童委員だけ。



#### ④虐待が明らかになった

##### ケースへの継続的な支援や見守り

##### ＜家庭と信頼関係を築く上での配慮＞

- 親を責めることはせず、子どもを褒めるなど話しやすい雰囲気をつくる。
- 母親に委員からの提案を強制と思われないよう、後で報告を求めない。
- 深追いはしない。長い時間話さない。
- 一年や二年の付き合いではなく、長い期間お付き合いする覚悟で関わる。
- ＜児童委員としての住民への働き掛け＞
- 比較的参加しやすい地域のお祭りなどに地域住民から誘ってもらう。
- 第一通報者など協力してくれた住民に、ケースがどのような状態であるか知らせ、気になることがあったら連絡をくれるよう、依頼する。
- ケースに対し、買い物の際などに住民からも声を掛けてもらえるとうれいだが、急に大勢が関わると負担なので、特定の方に関わっていただく。
- \*学んだこと、引き継ぎたいこと
- 虐待する親にも理由があると知り、虐待の見方が変わった。親を理解しようと考えようになった。
- 虐待ケースを体験してないので、学んだことを実践できるか不安だが、実践の第一歩として、日常から子どもたちと交わり、親や子どもにも広く顔を覚えてもらうと思う。

## 障がい福祉部会

### 障がい者(身体・知的・精神)への理解と関わり

「当事者の声を受け止め、つなげられる存在になる」

発達障がい、精神障がいを中心に取り上げ、「つなぐ存在」としての役割を果たすために、どのような工夫ができるか、「発見する」思いを受け止める「つなぐ」という3段階の流れを軸に検討し、整理しました。

### ①当事者と知り合う・発見するために 情報収集の工夫

●日頃の活動の中でニーズを発見できるように、アンテナをはる。

●行政や関係機関から適切に情報を提供してもらえよう、具体的にどんな関わりができるのか、情報の活用例や見守りのポイントを整理する(災害時等を含め、どんな時にどう活用するかを明確にする)。

〈当事者が地域に出やすい環境づくりをすすめるために〉

●当事者の会等にもっと積極的に参加する。

●会議や行事で顔を合わせた後、その後のつながりをどうつくれるか、部会や民児協で検討する。

●各種手帳の発行時



に地区の民生児童委員を紹介してもらえるよう、民児協から行政等に働き掛ける。

●段差、放置自転車などは行政や地域へ働き掛ける。

当事者・家族を迎えて実施したシンポジウムでは「特別な存在ではなく、同じ『人』として接してほしい」との発表があり、お互いを知ること、お互いに触れ合い、つながることが必要と学びました。



### ②悩みや思い、当事者の声を 受け止めるために

●民児協として障がい特性を学ぶ場を設けるなどし、理解を深める。

●自分の態度や言動、感情をコントロールできるよう、研さんを積む(相手に自分がどう見えているか、相手の態度を受けて感情的になっっているか、相手の感情に巻き込まれてい

ないかを確認する姿勢をもつ)。

●支援の際は、当事者の「自尊心を高めること」が大切であり、「良い点を見つけて褒める」よう努める。

●また、問い詰めたり、急がせたりせず、「できないこと」を要求していないか、つらいこと」を要求していないか、立ち止まって考える。

本人とのコミュニケーションは、「分かりやすい言葉で、簡潔に、はっきりと伝えること」がポイント。うつ状態の場合は「休んでよいこと」をきちんと保障するなど、本人の安定を第一とした支援が重要と確認しました。



### ③必要な支援・サービスに つなげるために

●適切にニーズを把握し、適切な支援につなげられるよう、ケースの振り返りや事例検討、民児協内での意見交換を通じて学び合う。

●地域の資源について学習を深める。所在地や連絡先等はもちろんのこと、意識的に関係機関や施設等に出向



き、実際の支援内容を知っておく。併せて、各機関において民生児童委員として連携できる人、住民に自信をもって紹介できる人として、「頼りになる担当者」を見つけておく。

●民児協(または部会)として、関係機関との定期的な情報交換の場を設けるよう工夫する。

ニーズを的確に把握するために、①時間の流れで考えること(過去はどうか、未来はどうなる可能性があるか)、②本人、家族、民生児童委員それぞれの思いを分けて整理することが大切と学びました。



### \*次期部会に引き継ぎたいこと

●地域住民の障がいに関する理解を広げるため、PR活動を具体的に展開できるように、各地区で検討していく。

●個人情報取り扱いについては課題が残る、今後も適切な学習・検討の機会を設けていく必要がある。

「今期一番の成果は当事者の生の声を聴けたこと。直接交流することが大切だと実感した。次期部会員にも、実際に会うことから始めてほしい」との声が多く上がりました。

## 生活福祉部会

### 生活保護制度について

#### 〈民生児童委員に求められる役割〉

生活保護制度に関連して民生児童委員に求められる役割について整理し、「生活困窮者の発見」「関係機関へつなぐ・情報共有する」「生活困窮者と関わる・支援する」「自立を支援する」といった流れに沿って、それぞれの役割を果たすためにどのような工夫ができるか、検討しました。



#### ①地域の中で生活困窮世帯を発見する

〈民生児童委員が発見することの意義〉

● 民生児童委員には行政と地域の情報提供者をつなぐ役割が求められる。

● 地域の中で、自分から発信できない人たちを探して支援したい。

● 日頃から意識して活動することで、地域の生活困窮者が見えてくる。

● 生活保護法などの法的根拠も含めて、地域の中で生活困窮者を見出すのは、民生児童委員の役割である。

#### 〈生活困窮者を見出す機会〉

● 高齢者実態調査や敬老祝い金の配布等で住民を訪問した際に情報を得る。

● 町内会の役員会などで近隣の住民の生活情報を教えてもらえる。

● 近所の商店や公衆浴場から、常連だったのに最近来なくなった住民が心配だといった相談が寄せられる。

● 電気やガス等の事業者と情報共有の

申し合わせをすることで、料金滞納など心配な方の情報が寄せられる。

#### ②生活困窮者を福祉事務所につなぐ、福祉事務所と情報共有する

〈情報共有の現状と課題〉

● 行政から、受給者リストがもらえる。

● 文書の提供はないが、口頭で困窮者についての連絡・指示がある。

● 何か問題があった場合に情報共有できるの、ケースワーカーとは面識があった方がよい。

● 福祉事務所の窓口はいつも人であふ

#### 福祉事務所との情報共有の現状調査

情報共有の有無などについて、現状把握と過去(平成17年度)の状況との比較をしました。  
・全体的に、情報交換の機会が減っているようだ。  
・以前は全く連絡が来なかったが現在は必要に応じて連絡されるという地区が増えた。  
などの状況が分かりました。

れ忙しそうで、「情報共有したい」と言い出せない雰囲気を持っている。

#### ③生活困窮者と関わる、支援する

〈他人の接触を望まない生活困窮者を支援につなげるための関わり方とは〉

● すぐに支援の話はせず、時間を掛けて何度も訪ね、顔を覚えてもらう。

● 本人の話には、共感の姿勢で臨む。

● 訪問する際には、仲間の委員と複数で伺う。

〈適切な支援に結びつけるために、福祉事務所にどのようなことを伝えるか〉

● 本人宅の電気・ガス等の使用状況から把握できたこと(メーターが停止しているなど)を伝える。

● 本人の体調、住居の様子、食生活など、生活状況をありのままに伝える。

● 近隣住民からの情報や苦情、心配に感じていることを伝える。

● 消防・警察等からも「緊急性が高い

案件」として連絡してもらう。

#### ④生活困窮者の自立を支援する

〈生活困窮者にとっての自立とは〉

● 生きる意欲を持つこと、仕事をして収入を得ること、人とのつながりを持つこと、生活保護から脱却すること、などの意見が出された。

〈自立を支えるために望ましい支援〉

● 本人の良い点や適性を見い出す手伝いをし、仕事が長続きするように、励まし続ける。

● 仕事以外の生きる喜びとして、ボランティア活動を勧め、社会に貢献することの喜びを覚えてもらう。



● **\*部会で学んだ、感じたこと**

● 相手の話を親身になって聴くことが我々の最大の役割であり、寄り添う姿勢が必要ということを学んだ。

● 行政との個人情報共有が各地で大分違うことが分かった。今後都レベルで標準化されることを望む。

● 都民連部会では、他人の意見を批判しない、異なる意見の人とどのように調和していくかということ

を学んだ。

を学んだ。

## 高齢福祉部会

### ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援

〈高齢者が地域で安心して暮らせるための「見守り」〉

各部会員の経験や地域の実情をもとに「見守り」が必要な高齢者の特徴や気付くためのポイント、民生児童委員として「見守り」を行う目的や役割について整理をしました。そして、誰もが安心して生活できる地域を目指し、地域全体で連携してできる「見守り」について検討しました。

#### ①「見守り」が必要な高齢者とは

高齢者を地域で孤立させないようにするため、そういった状況に陥る方の特徴や問題を整理しました。

##### 〈孤立する高齢者の特徴〉

- 人と関わりを持ちたがらない（人と接することが好きではない・親族や近隣住民に迷惑を掛けたくない・世話になりたくない等の気持ちから）
- ／自らが孤独を楽しんでいる／健康問題（体調面・認知症）／経済的な理由から等

##### 〈どういった問題が起こるか〉

- 孤立死／災害時や体調不良時において、自分の身を守る判断力の低下／犯罪被害／情報不足による社会的孤立／生きる意欲の低下／高齢者のみ



#### 世帯における共倒れや虐待等

#### ②民生児童委員として

##### 高齢者を見守る目的とは

地域における民生児童委員が高齢者を見守る目的にはどういった意味があるのか、具体的な流れを確認し、次の3点にまとめました。

##### 〈民生児童委員による「見守り」の流れ〉

- ・住民の存在を確認する
- ←（問題の発見）
- ・必要な支援やサービスにつなげる
- ←（支援の提供）
- ・繰り返し見守り続ける
- （継続的な支援）

##### 〈民生児童委員が高齢者を見守る目的〉

- ・地域の高齢者に安心して暮らしてもらうため
- ・地域で孤立をさせないため
- ・高齢者の変化に早期に気付き、必要な支援につなげるため

#### ③問題を抱える高齢者の情報を

##### 住民から得るために

地域全体で高齢者を見守っていくにあたり、民生児童委員が住民から情報を得るためには、どういった取り組みや工夫ができるか検討してきました。

- 住民との接触を密にするため、日常からあいさつを交わし、信頼を得ることが大切である。



- 地域の活動に参加し、民生児童委員であることと活動内容を積極的に周知していく。

- 地域包括支援センターや行政・社会福祉協議会といった関係機関の役割やサービス等についても伝えていきたい。

- 町会長や自治会長などの地域に詳しい方と関係をつくることで、情報を得ることができないのではないかと。ただし、個人情報の取り扱いには十分な注意が必要。

- 地域の商店、スーパー、コンビニ、新聞配達、牛乳配達、配食サービス等からも、住民の様子に気付いたときには、情報提供してもらえるよう働き掛ける。

#### 〈行政・関係機関に情報を

##### 正確につなげる〉

- 自らの活動や住民から得た情報は、どのように把握したか・いつ把握したか・情報提供者は誰か・本人の生活環境や健康状態はどうか・何が問題になっているのか等を正確に伝える。
- つなげた後は、民生児童委員として関わることや、協力できること（「見守り」の範囲）を行政・関係機関に確認を行う。

- ④地域でできる民生児童委員の「見守り」
- 地域全体で連携して「見守り」を行う上で、民生児童委員として何ができるか整理しました。

- 住民の立場に立って日常生活の中で見守りを行う。
- 日々の生活の中で気付く高齢者の様子や変化、住民から寄せられた情報を関係機関に伝え、つなげていく。
- 関係機関につながった後も継続して見守り、支援をし、高齢者本人、関係機関とよりよい信頼関係を築いていく。

「見守り」を行う上で、民生児童委員は日頃から「笑顔」で住民と接していき、意見がまとまりました。



## 主任児童委員会

### 民児協組織における主任児童委員の役割

「主任児童委員活動ではあるが、十分な活動がなされていない」とした内容をグループ協議で絞り込み、それらの現状について情報交換をし、他地区の工夫を学び、アイデアを出し合ってきました。地域の実情に合わせた効果的な方法を模索することで、地元の活動を充実させ、都全体の児童委員活動の底上げを目指しました。



### ① 学校訪問

「学校訪問」といつても、地区によって捉え方や目的・方法はさまざま。目的にあった工夫を整理しました。

### 〈顔合わせ〉

●委員の写真付き地図や名簿、名刺を  
持参／朝礼や職員会議等で紹介／入  
学式で保護者にあいさつ／時期を年  
度初めや夏休み前にする  
〈活動内容を知ってもらう〉

### ●あいさつ運動に参加しPR／リーフ レットや事例集を持参／校長会やP TA運営委員会等で活動紹介

### 〈必要な児童の情報を得る〉

●子ども家庭支援センターの職員と一  
緒に訪問し、情報  
をもらう／学校に  
関わる地域情報・  
児童の情報を伝え  
る／具体的な質問  
をする／学校行事



等に積極的に参加し信頼関係を築く

### ② 四者協

（児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会）

昭和55年の始まりから現在まで、四者協の歴史を振り返り、現在の課題を整理し、工夫を出し合いました。



### 四者協の歴史

昭和55年 「児相・児童委員の連絡協議会」として始まる  
昭和56年 教育委員会が参加し、三者になる  
昭和60~61年 地区単位で実施するための試行期間  
昭和62年 原則として、地区単位の実施に  
平成6年 「児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会」となり、開催要領の構成員に学校等の位置付けが明確に  
平成10年 小規模化の実施  
平成17年 参加者の緩和について明記  
平成20年 構成員に、子ども家庭支援センターが位置付けられる  
平成22年 「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会」に名称を変更

### 〈マンネリ化〉

●準備：事前会議をする／他地区の  
取り組み方法を知る  
●テーマ設定：複数テーマの選択制  
／地域に密着した話題を設定  
●メンバー：テーマによってメンバ  
ーを代える／企画者を代える／中学  
校区などグループ分けをする  
〈四者が平等でない〉

●役割：司会など役割分担をする

●準備：実行委員会を開催し、四者  
が平等であることの確認や、四者で  
テーマを話し合って決める

### ③ 児童委員活動をPR

これまでの学びを土台に、効果的な  
伝え方の学習を通して、キャッチフレ  
ーズと地域住民および学校関係者向け  
の説明文を作りました。

※都民連のキャッチフレーズではなく、自分た  
ちの活動を整理し、地域が必要に応じて活用  
するために作成したものです。

### 〈キャッチフレーズ〉

つながっているよ「あなたと私」

### 〈説明文〉

●地域住民用：私たちは、皆さんと  
ともに地域で生活し、関係機関との  
パイプ役として子育てを応援してい  
ます。守秘義務があるので、子ども  
たちの気になることを、何でも安心

して相談してください。

●学校関係者用：私たち主任児童委員は、地域の中で主に子どもたちのことを担当しています。支援が必要なお子さんやご家庭がありましたら、何でも気軽に相談ください。各関係機関と連携して、子どもたちの幸せのために「力」を尽くしてまいります。

### \*都民連部会が役立ちました！

「他地区の取り組みを知り、良さも含めてわが地区を振り返ることができました。工夫を重ね子どもたちのために有意義な児童委員活動を展開していきたいです」皆さん、笑顔で話されました。

生き生きと活動している他地区の様子を知り、自分自身の意識が変わりました！

他地区の話を取り入れたところ、活動が深まりました！

地域を越えて仲間ができました！



# 都民連 通信



去る5月17日、東京都庁にて平成25年度  
第一回協議員総会が開催され、平成24年  
度の事業報告・決算が承認されました。  
今回は、その概要と子ども応援募金の贈  
呈・被災地視察についてご報告致します。



## 1 連絡調整

1. 協議員総会〔2回〕
2. 常任協議員会〔11回〕
3. 児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会〔59区市町村〕
4. 区市町村民生児童委員事務担当者連絡協議会〔3回〕
5. 受章祝賀および歳末懇談会〔1回〕

## 2 企画・運営

1. 正副会長会〔12回〕
2. 常務委員会〔12回〕
3. 編集委員会〔4回〕
4. 東京都民生委員・児童委員大会  
宣言起草委員会〔1回〕
5. 民生児童委員普及・啓発事業推進委員会〔4回〕
6. 民生・児童委員協力員事業検討

会〔2回〕

\* 導入から5年が経過した本事業について、民生委員・児童委員の立場から検証・検討を行うことを目的に設置。全都民児協へのアンケート結果をもとに、現状分析や課題整理を行った。

## 3 研修

### I 自主研修

1. 事項別部会（子育て支援・児童福祉・障がい福祉・生活福祉・高齢福祉）〔3～4回〕
  2. 主任児童委員部会〔4回〕
  3. 民生委員・児童委員生活福祉資金研修会（東社協と共催）〔1回〕
  4. 協議員研修会〔2回〕
  5. 常任協議員研修〔1回〕
- II 部会活動推進事業  
地元部会活動に要する経費の一部を助成した。

### III 受託研修

1. 新任研修〔4回／242名参加〕
2. 現任(1)研修〔5回／655名参加〕
3. 現任(2)研修  
① 前期研修（3～9年目）〔12回／2483名参加〕  
② 後期研修（10年目以上）〔8回／791名参加〕
4. 会長・副会長研修〔6回／384名参加〕
5. 主任児童委員研修  
① 課題研修〔3回／314名参加〕  
② スキルアップ研修〔3回／314名参加〕
6. 支庁研修（三宅支庁）〔1回／10名参加〕
7. 支庁合同研修〔1回／85名参加〕
8. メンタルヘルス研修〔1回／980名参加〕
9. 民生・児童委員協力員研修  
① 新任研修〔2回／15名参加〕  
② 現任研修〔4回／166名参加〕

### IV 派遣研修

1. 受託派遣研修  
① 全国民生委員児童委員大会

〔49名参加〕

- ② 全国児童委員研究協議会〔4名参加〕
  - ③ 全国主任児童委員研修会〔9名参加〕
  - ④ 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会〔15名参加〕
- ### 2. 自主派遣研修
- ① 全民児連評議員セミナー〔2名参加〕
  - ② 全国民生委員指導者研修会〔2名参加〕
  - ③ 民生委員・児童委員リーダー研修会〔5名参加〕
  - ④ 民生委員・児童委員のための相談技法研修会〔3名参加〕

### V 協力研修等

1. 精神保健福祉研修〔2日間／43名推薦〕
2. その他（三重県伊勢市民児協との意見交換会）

## 4 調査・研究・広報

1. 指定民生児童委員協議会事業
2. 広報活動
3. 都民連ホームページの運営
4. 地区民児協研修用視聴覚教材の貸し出し
5. 福祉関係図書等のあっせん

## 5 「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」の取り組み

本会としては初めて900名規模のパレードとパネル展示を行った。こうした都段階での取り組みとともに、各地区においても多様な普及・啓発活動を重層的に展開した。また次年度の取り組みにつなげるため報告書を作成し、各単位民児協および区市郡支庁事務局に配布した。(普及・啓発事業)

## 6 東日本大震災における被災地への支援活動

- 子ども応援募金(年度末)  
総額 1104万8348円  
件数 116件
- 全民児連 被災地民児協活動支援のための拠金 500万円

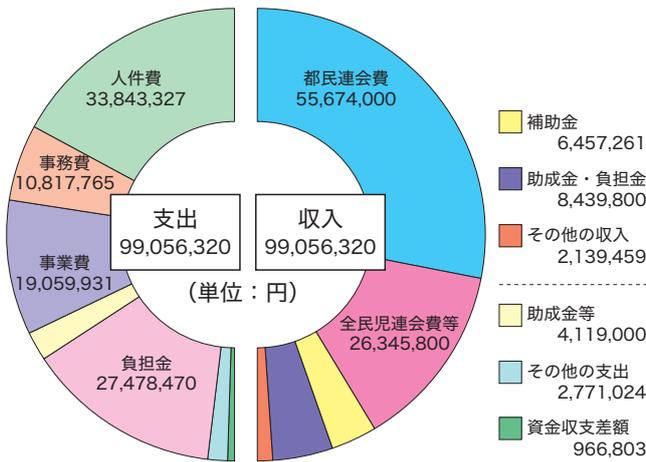
## 7 その他の事業

- 第66回東京都民生委員・児童委員大会〔受託〕
- 民生委員・児童委員活動事例集―第29集―の作成・配布〔受託〕
- 民生委員児童委員手帳の作成・配布〔受託〕

## 平成24年度決算

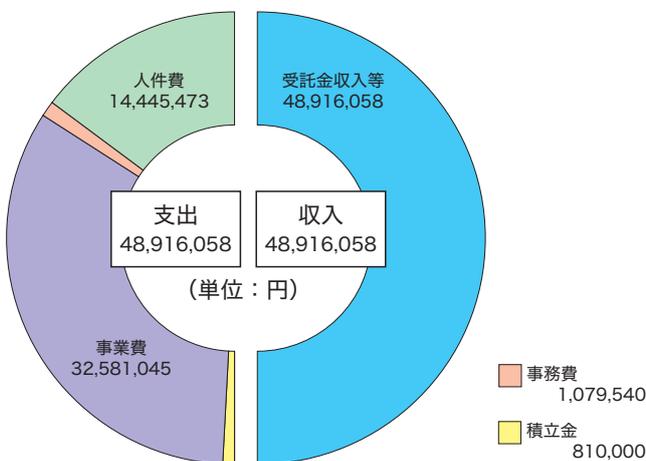
### 【都民連特別会計】

会費を財源とする会計。  
部会活動や会議、自主事業を実施しました。



### 【受託業務特別会計】

東京都からの受託事業の会計。  
研修や普及・啓発事業等を行いました。



- 民生委員・児童委員活動実績および民生委員・児童委員協議会活動実績の集計分析〔受託〕
- 東京都物故民生委員・児童委員追悼式の挙行
- 物故民生委員・児童委員への弔慰
- 全国民生委員互助事業の実施
- 財団法人東京都民生委員事業協会からの承継事務
- 東京都民生児童委員連合会懇話会の運営協力
- その他の関係機関・団体への参加



写真は、福島県子育て支援担当理事小林氏(右)と福都民連会長(左)

### 子ども応援募金の贈呈と被災地視察

5月20・21日に、本会役員15名が福島、宮城、岩手の被災3県を訪問し、それぞれ300万円(計900万円)の贈呈を行いました。贈呈後は、各県担当者や地元民児協役員から、被災した子どもたちの現状について話を伺いました。また、現地視察として、津波の被害に見舞われた南三陸町を訪れ、発災直後の様子や復興状況について説明を受けました。

なお、贈呈した募金は、各県庁の支援窓口を通じ、遺児・孤児等の養育・教育支援に活用されます。皆様のご協力に改めて感謝申し上げますとともに、引き続き子ども応援募金の一層の展開にお力添えいただきますようお願い致します。

各種行政機関、民間団体等が、利用者に関する事実確認をするため、民生児童委員に調査等を依頼することがあります。その場合、東京都では「証明書」ではなく、「調査書・意見書」として「取扱基準（民生委員・児童委員の手引き 49ページ以降を参照）」を設け、実施しています。

発行できる「調査書・意見書」の具体例として、下記のもの挙げられます。

- ・ 児童扶養手当の申請や就学奨励費申請のための証明
- ・ 遺族年金の請求にかかる内縁関係証明 等

ただし、社会福祉関係以外であっても、法令通知等により、民生児童委員の協力の要請がされている事項に限り、取り扱いができる場合もありますので、判断に迷う場合は、会長や事務局に確認ください。今回は、「調査書・意見書」の発行にかかる事例をもとに、記入の仕方を確認してみましょう。

日・曜日	活動概要	その他の活動件数		訪問回数	連絡調整回数	その他の関係機関 (10)
		運民 営・児 研 修協 (4)	証 明 事 務 (5)	そ の 他 (8)	委 員 相 互 (9)	
7日(月)	児童扶養手当の申請のため、生計維持関係の証明をしてほしいと、Yさんが来訪。依頼書を手渡し、9日に訪ねることを約束した。		*1	*2		
8日(火)	調査書・意見書の発行について、行政に問い合わせをした。また、Yさんからの依頼があった件を民児協会長に電話で報告した。		*1			
9日(水)	Yさん宅を訪ね、聞き取り調査を行った。その結果をもとに「調査書・意見書」を作成した。		*1 *3			
11日(金)	Yさん宅を訪ね、「調査書・意見書」を手渡した。		*1			

\*1：「調査書・意見書」の作成にかかる一連の手続きを、作成にかかった日ごとに記入します。

\*2：住民から訪問・連絡を受けた場合は、訪問回数「その他(8)」に記入します。

\*3：「調査書・意見書」を発行する際の調査活動は、証明事務の一環と捉えるため、その他の活動件数「調査・実態把握(1)」には、記入しません。

カンタン！おまかせレシピ

さっぱり！オクラと豚肉のおろしポン酢

- 1 板ずりしたオクラをさっとゆで、半分に切る。
- 2 めるめのお湯に酒を入れ、豚肉（しゃぶしゃぶ用）をゆでる。
- 3 具材が冷めたらタレ（大根おろし・ポン酢・砂糖少々）であえる。

☆ポイント☆

豚肉は急激な温度変化により固くなります。沸騰したお湯、氷水は厳禁です。



編集委員

桜井 慧雄（港区）  
大島志づ江（北区）  
古賀 昭弘（世田谷区）  
牧田 勝夫（中野区）  
細川 幸子（墨田区）  
青山 豊子（町田市）  
小林 邑子（武蔵野市）  
酒井 治子（東村山市）  
田所 佳洋（立川市）

編集協力

市東 和子  
（都民連副会長：広報担当）

編集後記

民生児童委員活動の普及・啓発パレードと地区ごとのPRが5月12日から18日までの活動強化週間に行われました。地域の潤滑油である民生児童委員がより多くの都民に知られ、活動への理解が福祉行政の隅々まで行き渡ることを願わずにはられません。

現在の顔触れで始まった編集委員会も、もうすぐ3年を迎えます。今では気心も知れ、いつも積極的な意見が飛び交う会となっています。

櫻井 慧雄



東京都民生児童委員連合会  
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ4階  
TEL:03(3235)1163 FAX:03(3235)1169  
E-mail: tominren@tcs.w.tvac.or.jp  
年4回発行 印刷：株式会社 櫻井印刷所